

損害の範囲

——弁護士費用、その肯否

東京地判令和7年1月31日(交民58巻1号120頁)

交通事故民事裁判例集 編集代表
弁護士・日本大学大学院講師
藤村和夫 Kazuo Fujimura

本判決は、使用者の被用者に対する損害賠償請求についても興味深い判断をしているのであるが、この点については、紙幅の関係から他の機会に譲る。

Ⅰ はじめに

法律実務に限らず、同一の職務にある程度長きにわたって従事していると、ある事柄についての取り扱いは当然に是々だと認識され、それが受け入れられ、いつの間にかルール化しているということに気付く場合が少なからずある。訴訟が関わる場では“裁判規範”と呼んでよいものかもしれない。しかし、裁判規範といえるものであれ、決して絶対的なものではあり得ないことはよく知られていよう。

交通事故に限らず、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、弁護士が訴訟代理人となっている場合には、判決において、弁護士費用として認容額の約10%が(損害として)認められるのが一般的であり、それが実務上の取り扱いであると認識され、受け入れられている。

これが覆されることはあるのか。あるとすればどのような事情があるときか。

Ⅱ 事案の概要——虫の目

1 登場人物(及び車両)

- ・原告：東京都内に居住する30代の弁護士、
 - ・原告車：原告が事故の約7ヶ月前に3060万9720円で購入したメルセデス・ベンツ(左ハンドル)、
 - ・被告：原告が、事故の1ヶ月ほど前に知り合い、年額600万円程度の報酬で原告の運転手とする業務委託契約の締結を検討していた20代の男性、
 - ・原告代理人弁護士、
 - ・裁判官、
- であり、各人ともなかなか豊かな個性の持ち主のようである(被告は本人応訴)。

2 本件事故

業務委託契約を結ぶ前に、原告と被告は、被告が日給2万円で原告車の運転業務を行う約束をし、被告がインターネットで見つけた1日限りの保険に加入して運転業務を開始したが、その当日に2件の事故を起こした。

(1) 第1事故

昼頃、後部座席に原告とその妻子を乗せて運転中、進路変更時に目測を誤って中央分離帯の